社会福祉法人ポテト福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポテト福祉会(以下「法人」という。)定款第8条及び 第21条の規定に基づき、評議員及び役員(理事及び監事)(以下「役員等」という) の報酬等に関する事項について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する事ができる。

(報酬の額)

- 第3条 役員の報酬額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表1から4に定める額
 - (2) 役員等が職務のために旅行したときは、法人の旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 理事会、評議員会、評議員選任·解任委員会出席

役 職	名	報酬の額(日額)	備考
評 議	員	4,000円	
理	事	4,000円	
監	事	4,000円	
評議員選任・	解任委員	4,000円	

[※]会議時間が3時間を超える場合には、1時間につき1,000円加算する。

別表 2 上記以外の法人及び施設業務のため出勤 別表 1 に準ずる。

別表3 理事長

	役 職 名		報酬の額(月額)	備考
理	事	長	100,000円	

別表4 監事監査

役 職 名	報酬の額(日額)	備考
監事	12,000円	